

一般財団法人きんしん環境財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人きんしん環境財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、石川県における生活環境の保全、里山の利用・保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止活動及び環境教育の実践並びにこれらの啓発事業を行い、自然と人間の共生が、持続可能な環境づくりと美しいふるさとの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 里山の利用・保全、花や緑に関する活動及び支援事業
- (2) 里海の利用・保全、水辺環境の保全に関する活動及び支援事業
- (3) 環境教育に関する活動及び支援事業
- (4) 地球温暖化防止活動及び支援事業
- (5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、石川県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産とは、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理

事会及び評議員会において定められたものとする。

3 その他の財産は基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 7 条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に供する場合は、理事会において出席理事の 3 分の 2 以上同意を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(財産の管理・運用)

第 8 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める財産管理規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。ただし、この収入及び支出は、新たに成立した予算とみなす。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類のうち第 1 号、第 3 号第 4 号及び第 6 号の書類については定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金)

第 11 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

この法人が重要な財産の処分又は譲受を行おうとするときも、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計原則)

第 12 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計慣行に従う。

第 4 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(評議員の定数)

第 13 条 この法人に評議員 3 名以上 7 名以内を置く。

(評議員の選任等)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行う。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された評議員

の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された評議員の任期は、現任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は辞任又は任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(評議員の報酬等)

第 16 条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める。

第 2 節 評議員会

(構成及び権限)

第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について議決する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 18 条 評議員会は定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集)

第 19 条 評議員会は、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行なわれない場合

(2) 請求のあった日から6週間以内の日を評議員会の日とする旨の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第20条 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の1週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第23条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第189条2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わる権利を有しない。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があつたものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意

の意思表示をしたときは、その事項の評議員への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

第 5 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 27 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 7 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 28 条 理事及び監事は評議員会の議決によって選任する。

2 理事長、専務理事は、理事会の議決によって選任する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記を行い、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等以内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は理事長を補佐し、この法人業務を掌理し、あらかじめ理事会の議決を

経て定めた順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 4 理事長は、理事長、専務理事以外の理事から、業務を分担執行する者を選任することができる。業務執行理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
- 5 理事長、専務理事及び前項の業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要あるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められたときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害を生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他法令に定められた業務を行うこと。

(役員の任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。ただし、補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は、現任者の残任期間とする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結時までとする。ただし、補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された監事の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事、監事は再任されることができる。
- 4 理事、監事は辞任又は任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 32 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。ただし、監事の解任については、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の同意により行われなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(報酬等)

第 33 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は評議員会の議決により別に定める。

(取引の制限)

第 34 条 理事は次に掲げる取引をしようとするときには、その取引について重要な事実を開示し、理事会の同意を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外のものとの間ににおいてこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 35 条 この法人は、役員の「一般社団・財団法人法」198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事

会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第2節 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、専務理事の選任及び解職
 - (4) 評議員会の招集に関する事項の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他この法人の業務の適正を確保する為に必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第35条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする、理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第30条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は、監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第40条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第43条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においてはその事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 29 条第 5 項規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の同意を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的並びに第 14 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法については変更することができない。

2 前項ただし書きにかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の同意を経て、第 3 条の規定する目的並びに第 14 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(合併等)

第 48 条 この法人は、評議員会において、議決に加わる事のできる評議員の 3 分の 2 以上の同意により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 49 条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第 202 条第 1 項の第 2 号を除く各号、第 2 項及び第 3 項に規定する事由により解散する。

2 前項によるほか、この法人は、第 3 条に規定する目的が達成したときは、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の同意を経て解散することができる。

(剰余金)

第 50 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第52条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため必要があると認めたときは、理事会の議決により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

第8章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事、及び評議員の名簿
 - (3) 事業計画書及び収支予算書
 - (4) 財産目録
 - (5) 役員等の報酬規程
 - (6) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類等
 - (7) 監査報告書
 - (8) 評議員会議事録及び理事会議事録
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前号各号の書類等の備置き及び閲覧等の期間については、法令の定めによる。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、

財務諸表等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

第 56 条 この法人の公告は、電子公告方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をする事ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補則

(委任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の理事のうち最初の理事長は木村 修とする。
この法人の理事のうち最初の専務理事は田内 茂義とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

稻置 美彌子

乙村 董

齊藤 晴彦

反園 外喜雄

村上 和幸

以 上